

社会福祉法人鵬和会 役員等報酬及び費用弁償に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人鵬和会（以下「鵬和会」という。）の役員等に対する報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法について必要な事項を定めるものとする。

(役員等)

第2条 前条の役員等は、理事、監事、及び評議員並びに苦情処理解決制度要綱第2条に定める第三者委員をいう。

(報酬の額)

第3条 報酬の額は、別表1のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、鵬和会の職員である者については、報酬を支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が鵬和会業務のため旅行したときは、費用弁償として旅費を支給する。

2 旅費の支給は、役職員旅費支給規程によるものとする。

3 役員等（木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市に居住する者を除く。）が勤務したときは次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる額を費用弁償として支給する。

(1) 交通用具使用者 10キロメートル以上 日額300円

(2) 交通機関利用者 最も経済的な通常の経路及び方法により通勤した場合の額

(支給方法)

第5条 役員等に対する報酬は、その役員等が職務を行った日について支給する。

2 同一日に業務が重複した場合は、主たる業務の報酬を支給する。

(改正)

第6条 この規程の改正は、評議員会の議決を経て行わなければならない。

附 則

この規程は、平成29年6月21日から施行する。

別表 1 (第3条関係)

(単位:円)

職名	業務	区分	報酬額
評 議 員	評議員会	日	10,000
	上記以外の業務	日	10,000
理 事 長	評議員会・理事会	日	10,000
	管理・運営業務	日	15,000
理 事	評議員会・理事会	日	10,000
	管理・運営業務	日	10,000
監 事	評議員会・理事会	日	10,000
	監事監査・指導業務	日	10,000
第三者委員	苦情処理委員会	日	10,000
	調査・調整等関連業務	日	10,000